

ウポポイ
NATIONAL AINU MUSEUM and PARK
民族共生象徴空間令和4年12月14日
室蘭開発建設部 広報官

報道機関各位

河川敷地の樹木を利活用しませんか

～鵜川で「公募型樹木等伐採」を試行します～

室蘭開発建設部鵜川沙流川河川事務所は、洪水が発生したときに支障となるおそれがある鵜川の河川敷地内の樹木を、資源の有効利用の観点から、採取していただける企業や団体、個人を広く募集する「公募型樹木等採取」を下記のとおり試行します。

採取した樹木は、自家消費などの制約はなく、バイオマス燃料やチップ原材料としての活用、樹木加工・販売などの営利目的による使用など、採取者の判断で利活用することができます。

なお、採取は一定の条件を満たす方に許可します。

記

- 1 採取期間 令和5年1月中旬～令和5年3月2日（木）
- 2 採取箇所 鵜川左岸有明地先付近の河川敷（別紙「位置図」参照）
- 3 樹種 ヤナギ類が主体
- 4 募集期間 令和4年12月14日（水）～令和4年12月28日（水）
- 5 応募方法 参加申込書を、郵送又はFAX、メールにて、以下の宛先まで応募願います。
〒055-0101 沙流郡平取町字二風谷24番地4
室蘭開発建設部 鵜川沙流川河川事務所 計画課 宛
FAX 01457-2-3171
e-mail hkd-mr-musakawakoubo@gxb.mlit.go.jp
- 6 その他 詳細は別紙「鵜川公募型樹木等採取試行への参加者募集要項」をご確認願います。

【問合せ先】 国土交通省 北海道開発局 室蘭開発建設部 鵜川沙流川河川事務所

計画課長 河合 崇 電話 01457-2-4222（ダイヤルイン）

流域計画官 村田 陽子 電話 01457-2-4222（ダイヤルイン）

専門官 飛田 大輔 電話 01457-2-4222（ダイヤルイン）

室蘭開発建設部ホームページ <https://www.hkd.mlit.go.jp/mr/>



鵜川公募型樹木等採取試行への参加者募集要項

令和 4 年 12 月 14 日

室蘭開発建設部鵜川沙流川河川事務所

鵜川沙流川河川事務所では、河川内の樹木を資源として有効に利用する観点から、採取した樹木をバイオマス燃料や製品の原料などとして活用していただける企業や団体、住民を広く募集し、一定の条件を満たす方に採取を許可する「公募型樹木等採取」を試行します。

本試行により採取した樹木等については、採取者の判断で使用や加工、あるいは販売などを行うことができ、自家消費などの制約はありません。

この試行に参加を希望される方は、以下の【応募要領】を確認のうえ「応募様式」「伐採作業計画書」に必要事項を記入のうえ、期日までに応募してください。

【応募要領】

1. 応募方法

公募型樹木等採取の試行に参加を希望される方は、別紙「応募様式(様式1)」「伐採作業計画書(様式2)」に必要事項を記入し、12月14日(水)から12月28日(水)までに郵送又はFAX、メールにて以下の宛先まで応募してください。

応 募 先

【郵 送】〒055-0101 沙流郡平取町字二風谷24番地4

室蘭開発建設部 鵜川沙流川河川事務所 計画課 宛

【FAX】01457-2-3171

【e-mail】hkd-mr-musakawakoubo@gxb.mlit.go.jp

2. 応募資格

以下の不適格事項のいずれにも該当しないこと。

- 1) 過去3年間に河川法に基づく許可を受けた者のうち著しく不誠実な行為のあった者
- 2) 公募期間中において、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条又は71条の規定に該当すると、指名停止等を受けている者
- 3) 公募期間中において、会社更生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者
- 4) 直近1年間の税を滞納している者
- 5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者
- 6) その他事務所長が参加不適当と判断する者

3. 樹木等採取の概要

- 1) 採 取 期 間：令和5年1月中旬～令和5年3月2日(木)
- 2) 採 取 予 定 場 所：鵜川左岸有明地先付近の河川敷
- 3) 採 取 可 能 面 積：約31,800㎡
- 4) 主 な 樹 種：ヤナギ類が主体
- 5) 想定される採取量：直径10cm程度の丸太材が100㎡当り1.1m³程度
※ 採取期間、採取予定場所、採取可能面積、想定される採取量などは変更する場合があります。
※ 想定される採取量は実際の採取量と異なります。

4. 樹木等採取者の選定方法

応募の中から、応募資格に適合し、樹木等採取の効果や確実性などを総合的に判断し、試行に参加される方を選定いたします。

選定結果につきましては、1月10日(火)迄に郵送又はEメール、電話で通知いたします。

5. その他

- 1) 応募様式への記載内容(応募資格や樹木等採取方法)などを確認するため、直接お電話等により担当者が聞き取りする場合があります。
- 2) 試行への参加者として選定された場合には、採取に先立ち採取方法や作業工程等について鵜川沙流川河川事務所と事前に協議したうえで、河川法第25条に基づき、許可申請書を提出する必要があります。詳細については、選定結果の通知後、鵜川沙流川河川事務所の担当者より連絡いたします。
- 3) 本試行は出水やその他やむを得ない事情により、河川管理者の判断で中止する場合があります。
- 4) 本試行中に、自損事故又は第三者に損害を与えた場合には参加者がその責任を負います。また、堤防等の河川管理施設を破損した場合などは現状に復旧してもらう場合があります。
- 5) 本試行に係る問合せ先は以下のとおりです。

問合せ先

室蘭開発建設部 鵜川沙流川河川事務所 計画課

【電 話】 0 1 4 5 7 - 2 - 4 2 2 2

【F A X】 0 1 4 5 7 - 2 - 3 1 7 1

【e-mail】 hkd-mr-musakawakoubo@gxb.mlit.go.jp

以下の項目で該当箇所にチェックを記載。

- (伐採方法) ☐ チェンソーにより伐採を行う。
☐ ノコギリにより伐採を行う。
☐ その他の方法により伐採を行う。(伐採方法：)
- (小割方法) ☐ 伐採した樹木は、倒木箇所では小割りし、人力によりトラックまで運搬する。
☐ 伐採した樹木は、倒木箇所では小割りし、キャリア等によりトラックまで運搬する。
☐ その他の方法 ()
- (運搬方法) ☐ 伐採材は、軽トラックにより日々搬出する。(積込方法：)
☐ 伐採材は、(t) トラックにより日々搬出する。(積込方法：)
☐ その他の方法 ()
- (伐採順序) ☐ 通路脇から順次伐採を行う。
☐ その他の伐採順序 ()
- (枝葉処理) ☐ 発生した枝葉は、伐採材と一緒に持ち帰り利用する。
☐ 発生した枝葉は、決められた場所に集積する。
☐ その他の処理 ()

※上記以外に作業に関する事項があれば記載する。

6. 採取の期間

作業予定期間 : 月 日 ~ 月 日 (のうち 日間) を予定

7. 応募者の連絡先

連絡先 (携帯可) : - -

緊急連絡先 : - -

F A X : - -

メールアドレス :

なお、F A X、メールアドレスは、ある場合のみ記載。

8. 公募伐採の応募資格について、該当箇所にすべてチェック ☒ を記載。

☐ 過去3年間に河川法に基づく許可を受けた者のうち著しく不誠実な行為のあった者ではない。

☐ 公募期間中において、予算決算及び会計令 (昭和22年勅令第165号)

第70条又は第71条の規定に該当するとして、指名停止等を受けている者ではない。

☐ 公募期間中において、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、
又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者ではない。

☐ 直近1年間の税を滞納している者ではない。

☐ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、
国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者ではない。

以上

室蘭開発建設部 鶴川沙流川河川事務所長 殿

伐採者 (住所)
(氏名又は代表者名)
(電話番号)

伐採作業計画書

次のとおり作業を実施します。

【作業実施期間】

令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日
(作業時間) : ～ :

【作業日】

【作業者】

< 遵守する事項 >

【安全対策等】

- < 作業時服装 > ・ 作業時はヘルメット、防振手袋を着用し、作業に適した服装で行う。
- < 大雨・強風 > ・ 天気予報等を確認し、大雨注意報、強風注意報が発令された時は作業を中止する。
- < 資機材管理 > ・ 作業用器具は日々持ち帰り、現地に放置しない。
 - ・ 枝葉を集積した場合は、速やかに河川事務所に連絡する。
- < 隣接者調整 > ・ 他の作業車の支障とならないよう搬出通路上にはトラックは駐車しない。
 - ・ 倒木する際は、周辺の伐採作業者に声がけし、自分の存在を知らせる。
 - ・ 倒木する際は、他の伐採者と離隔を十分に取って作業を行う。
 - ・ 倒木する際は、隣接箇所の作業状況を確認し、作業している場合は隣接する伐採者と調整し安全を確認後に倒木する。
- < 有事対応 > ・ ケガや事故発生時にはすぐに連絡できるよう携帯電話を携行するとともに、家族と連絡が取れる体制を確保する。
 - ・ 消防署、警察、病院、河川事務所の電話番号は携帯電話に登録しておく。
(申請者以外の現場作業者にも登録して貰う)
 - ・ 事故(ケガを含む)発生時には河川事務所に必ず連絡する。
- < 法令遵守 > ・ 発生材を運搬する際は、交通法規を遵守する。(差し枠、はみ出し禁止)
- < 坂路監理 > ・ 通常時閉鎖されている坂路を利用する場合は、鍵を放置せず、解放した状態で作業を行わない。

- <その他>
- ・健康状態が万全で無い場合は、無理して作業をしない。(二日酔いも含む)
作業箇所周辺には人がいるかを注意して作業を行い、常に清潔に保ち不慮の事故が
起こらないようにする。
 - ・選定された場合には、許可の条件に基づき作業を行う。

※上記以外に安全管理に関する事項があれば記載する。

※その他、伐採作業全体として特筆すべき事項があれば記載する。

以上

公募採取会場位置図 (S=1:5,000)

